

資料

(医療機関の収支データ)

2021年10月11日(月)

財務省

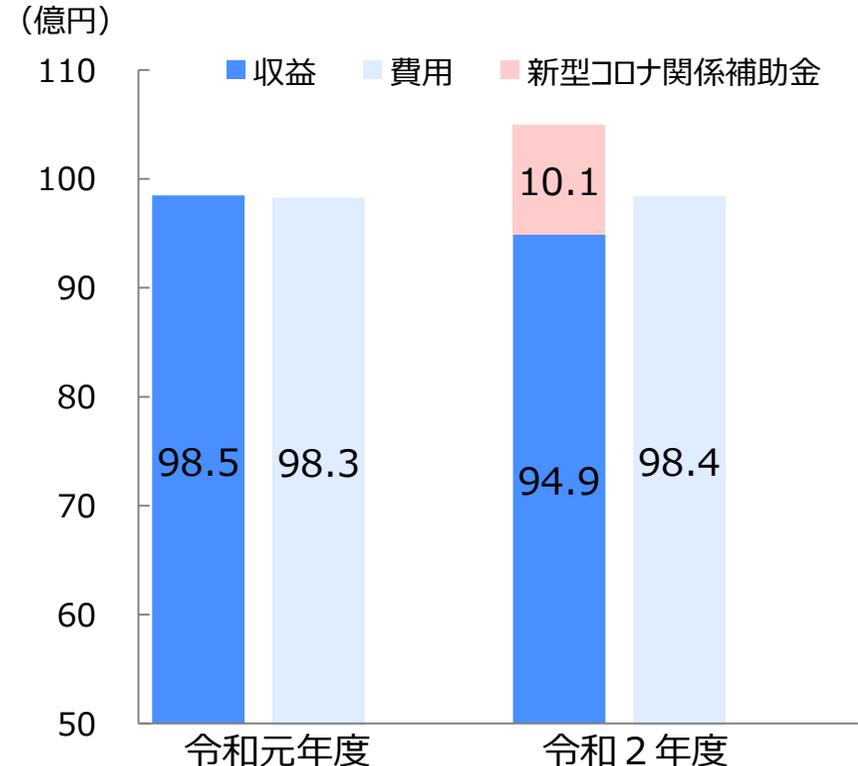
緊急支援事業補助実施医療機関の収支データ分析

令和2年度に緊急支援事業補助金（1床当たり最大1,950万円の更なる病床確保のための緊急支援）を支給した医療機関に対する厚生労働省によるアンケート調査の結果を集計。厚生労働省において、1,715の該当する医療機関に対し調査票を送り、回答が得られた1,290の医療機関（以下、「緊急支援事業補助実施医療機関」）のデータをまとめたもの（回収率 75.2%）。

- 緊急支援事業補助実施医療機関において、令和2年度中に入院を受け入れた新型コロナ患者数は12.3万人（1医療機関当たり97人）。
- 都道府県から要請されて確保した、新型コロナ患者受入病床の緊急支援事業補助実施医療機関での最大時の病床数は合計で2万3200床（1医療機関当たり18床）。
- 緊急支援事業補助実施医療機関が受けた新型コロナ関係補助金※1は総額1.3兆円（1医療機関当たり10.1億円）。
- 緊急支援事業補助実施医療機関の利益率※2は、令和元年度0.2%から令和2年度6.3%に上昇。収支改善率（利益率の変化）+6.1%。

◆ 1 緊急支援事業補助実施医療機関当たりの収支状況（1,290の医療機関の平均値）

	令和元年度	令和2年度	増減
① 医業収益※3	98.5億円	94.9億円	▲3.6億円 (▲3.7%)
② 医業費用	98.3億円	98.4億円	+0.1億円 (+0.1%)
③ 新型コロナ関係補助金除く収支 (①-②)	0.2億円	▲3.5億円	▲3.7億円
④ 新型コロナ関係補助金 ※1	—	10.1億円	+10.1億円 (皆増)
⑤ 医業収支 (③+④)	0.2億円	6.6億円	+6.4億円 (+3,710.2%)
⑥ 利益率 ※2 (収支/収益) (⑤/(①+④))	0.2%	6.3%	+6.1%



※1 新型コロナ関係補助金は、病床確保料や施設整備等の緊急包括支援交付金事業や緊急支援事業補助金など補正予算や予備費で措置された補助金を集計。施設整備等の補助金のうち、財務諸表において、損益計算書ではなく、貸借対照表に固定資産として計上される金額も含まれる。医療従事者に直接交付される慰労金は除く。

※2 利益率は、医業収益と新型コロナ関係補助金の合計額で医業収支を除いたもの。

※3 医業収益は、新型コロナ関係補助金以外の補助金を含み、新型コロナ関係補助金を控除している。

国が開設する公的医療機関等の収支データ分析①（国立病院機構(NHO)）

国立病院機構が運営する140病院（以下、「国立病院」）の個別データを厚生労働省がまとめたもの。

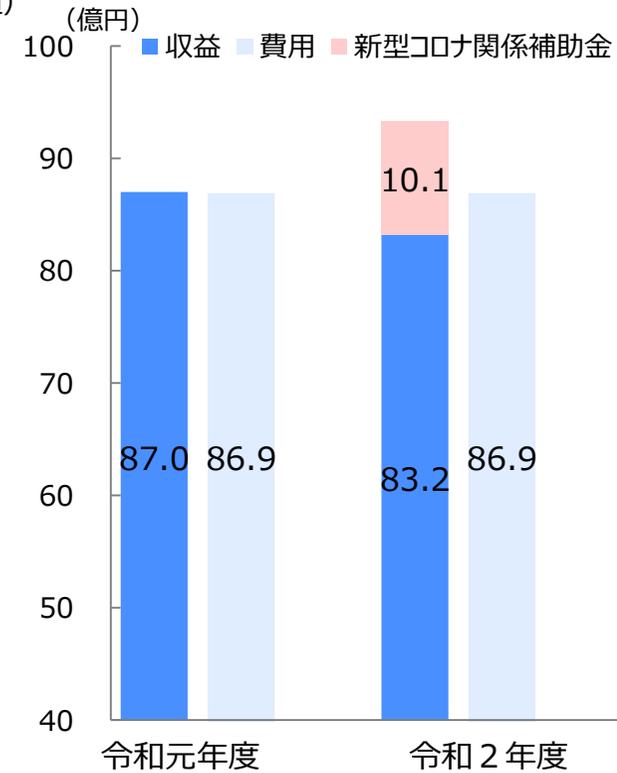
- 140の国立病院のうち新型コロナ患者を受け入れたのは94の国立病院（以下、「受入国立病院」）。
- 受入国立病院の令和2年度中に入院を受け入れた新型コロナ患者受入総数は10,036人（1受入国立病院当たり107人）
- 都道府県から要請されて確保した、新型コロナ患者受入病床の受入国立病院での令和3年3月末時点の病床数は合計で2,032床（1受入国立病院当たり22床）。
- 国立病院の令和2年度における新型コロナ関係補助金（※1）は総額980億円（1医療機関当たり7.0億円）。
- うち、受入国立病院の同補助金は総額947億円（1医療機関当たり10.1億円、新型コロナ患者1人当たり944万円）。
- 国立病院の利益率（※2）は、令和元年度0.3%から令和2年度5.9%に上昇。収支改善率（利益率の変化）+5.6%。受入国立病院の利益率（※2）は、令和元年度0.1%から令和2年度6.9%に上昇。収支改善率+6.7%。

◆ 1 国立病院当たりの収支状況（140病院の平均値）

	令和元年度	令和2年度	増減
①診療業務 収益※3	71.2億円	68.5億円	▲2.7億円 (▲3.8%)
②診療 業務費	71.1億円	71.1億円	+0.0億円 (+0.0%)
③新型コロナ関係 補助金除く収支 (①-②)	0.2億円	▲2.5億円	▲2.7億円
④新型コロナ 関係補助金 ※1	—	7.0億円	+7.0億円 (皆増)
⑤収支 (③+④)	0.2億円	4.5億円	+4.3億円 (+2252.1%)
⑥利益率※2 (収支/収益) (⑤/(①+④))	0.3%	5.9%	+5.6%

◆ 1 受入国立病院当たりの収支状況（94病院の平均値）

	令和元年度	令和2年度	増減
①診療業務 収益※3	87.0億円	83.2億円	▲3.7億円 (▲4.3%)
②診療 業務費	86.9億円	86.9億円	+0.1億円 (+0.1%)
③新型コロナ関係 補助金除く収支 (①-②)	0.1億円	▲3.7億円	▲3.8億円
④新型コロナ 関係補助金 ※1	—	10.1億円	+10.1億円 (皆増)
⑤収支 (③+④)	0.1億円	6.4億円	+6.3億円 (+5564.6%)
⑥利益率※2 (収支/収益) (⑤/(①+④))	0.1%	6.9%	+6.7%



※1 新型コロナ関係補助金は、病床確保料や施設整備等の緊急包括支援交付金事業や緊急支援事業補助金など補正予算や予備費で措置された補助金を集計。施設整備等の補助金のうち、財務諸表において、損益計算書ではなく、貸借対照表に固定資産として計上される金額は含まれない。医療従事者に直接交付される慰労金は除く。

※2 利益率は、診療業務収益と新型コロナ関係補助金の合計額で収支を除いたもの。

※3 診療業務収益は、新型コロナ関係補助金以外の補助金を含み、新型コロナ関係補助金を控除している。

国が開設する公的医療機関等の収支データ分析①（国立病院機構(NHO)）

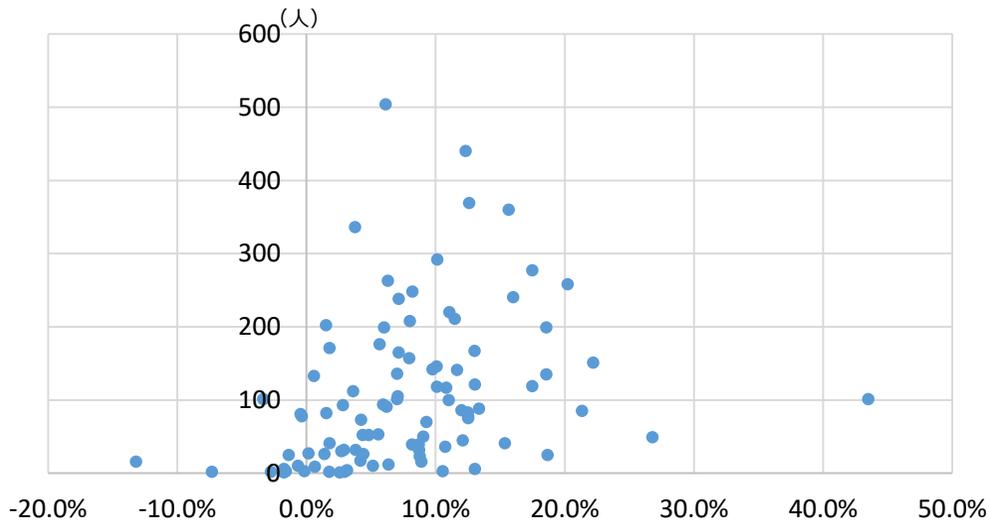
◆収支改善率上位3先

[平均的な収支改善率は受入国立病院で+6.7%]

医療機関名	A	B	C
収支改善率	43.5%	26.8%	22.2%
新型コロナ関係補助金比率	102.3%	44.3%	44.7%
新型コロナ関係補助金額 /診療業務収益※1	15.3億円 /15.0億円	8.7億円 /19.5億円	14.2億円 /31.8億円
新型コロナ患者受入人数	101人	49人	151人
新型コロナ患者1人当たり補助金	1,514万円	1,769万円	941万円
新型コロナ病床数※2	16床	10床	30床
病床数(一般+感染症)	165床	150床	154床

※1 診療業務収益は、新型コロナ関係補助金以外の補助金を含み、新型コロナ関係補助金を控除している。
 ※2 都道府県から要請されて確保した、令和3年3月末時点の新型コロナ患者受入病床。
 ※3 個々の医療機関の事情は捨象して、一律に計数を比較整理したもの。

◆受入人数と収益改善率の関係



◆新型コロナ患者1人当たり補助金上位3先

(新型コロナ患者受入人数20人以下の医療機関を除く)

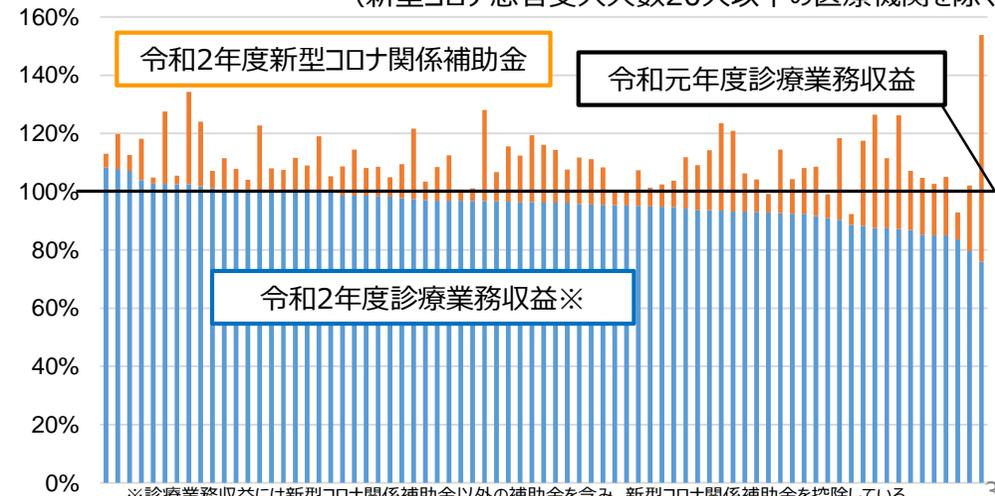
[新型コロナ患者1人当たり補助金の受入国立病院の平均は944万円]

医療機関名	D	E	F
新型コロナ患者 1人当たり補助金	5,916万円	2,936万円	2,610万円
新型コロナ関係補助金額	14.8億円	9.4億円	9.4億円
収支改善率	18.7%	3.8%	10.8%
新型コロナ患者受入人数	25人	32人	36人
新型コロナ病床数※2	17床	23床	20床
病床数(一般+感染症)	212床	402床	304床

※2 都道府県から要請されて確保した、令和3年3月末時点の新型コロナ患者受入病床。

◆前年度収益に対する令和2年度収益と新型コロナ関係補助金

(新型コロナ患者受入人数20人以下の医療機関を除く)



※診療業務収益には新型コロナ関係補助金以外の補助金を含み、新型コロナ関係補助金を控除している。

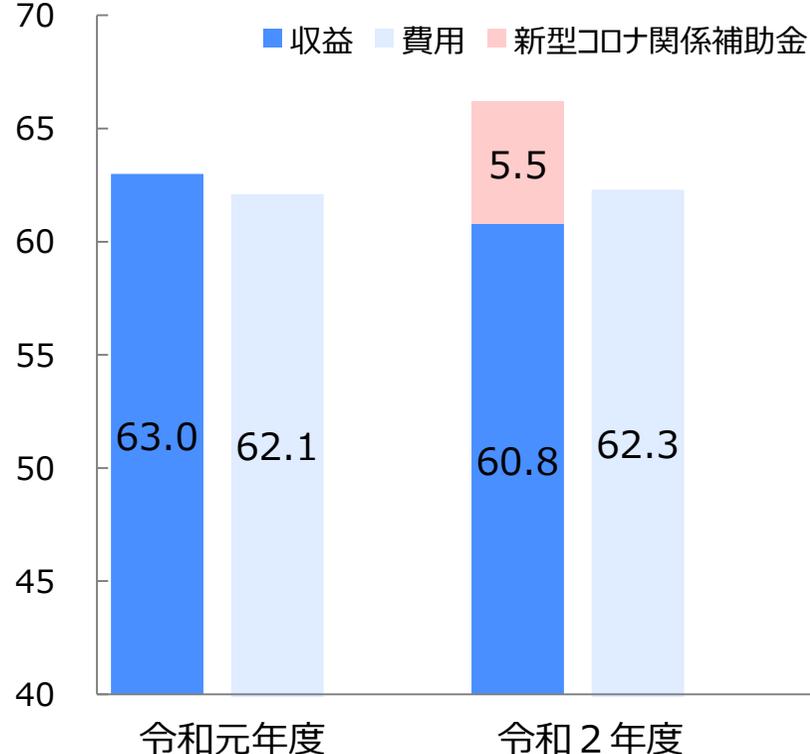
国が開設する公的医療機関等の収支データ分析②（地域医療機能推進機構(JCHO)）

地域医療機能推進機構が公表している財務諸表における、診療事業セグメントの収支データ（※1）をまとめたもの。

- 地域医療機能推進機構が運営する病院数は57（以下、「機構病院」）。
- 機構病院の令和2年度における新型コロナ関係補助金（※2）は総額311億円。
- 診療事業セグメントの利益率（※3）は令和元年度1.5%から令和2年度6.0%に上昇。収支改善率（利益率の変化）+4.5%。

◆1機構病院当たりの収支状況（診療事業セグメントのデータを医療機関数57で除したもの）

	令和元年度	令和2年度	増減	(億円)
①事業収益 ※4	63.0億円	60.8億円	▲2.2億円 (▲3.5%)	70
②事業費用	62.1億円	62.3億円	+0.2億円 (+0.3%)	65
③新型コロナ関係 補助金除く収支 (①-②)	0.9億円	▲1.5億円	▲2.5億円	60
④新型コロナ 関係補助金 ※2	—	5.5億円	+5.5億円 (皆増)	55
⑤収支 (③+④)	0.9億円	3.9億円	+3.0億円 (+316.9%)	50
⑥利益率 ※3 (収支/収益) (⑤/ (①+④))	1.5%	6.0%	+4.5%	45



※1 地域医療機能推進機構のウェブサイトで公表されている財務諸表（附属明細書）「開示すべきセグメント情報」における、「診療事業セグメント」の数値。

※2 新型コロナ関係補助金は、病床確保料や施設整備等の緊急包括支援交付金事業や緊急支援事業補助金など補正予算や予備費で措置された補助金を集計。施設整備等の補助金のうち、財務諸表において、損益計算書ではなく、貸借対照表に固定資産として計上される金額は含まれない。医療従事者に直接交付される慰労金は除く。

※3 利益率は、事業収益と新型コロナ関係補助金の合計額で収支を除いたもの。

※4 事業収益は、新型コロナ関係補助金以外の補助金を含み、新型コロナ関係補助金を控除している。

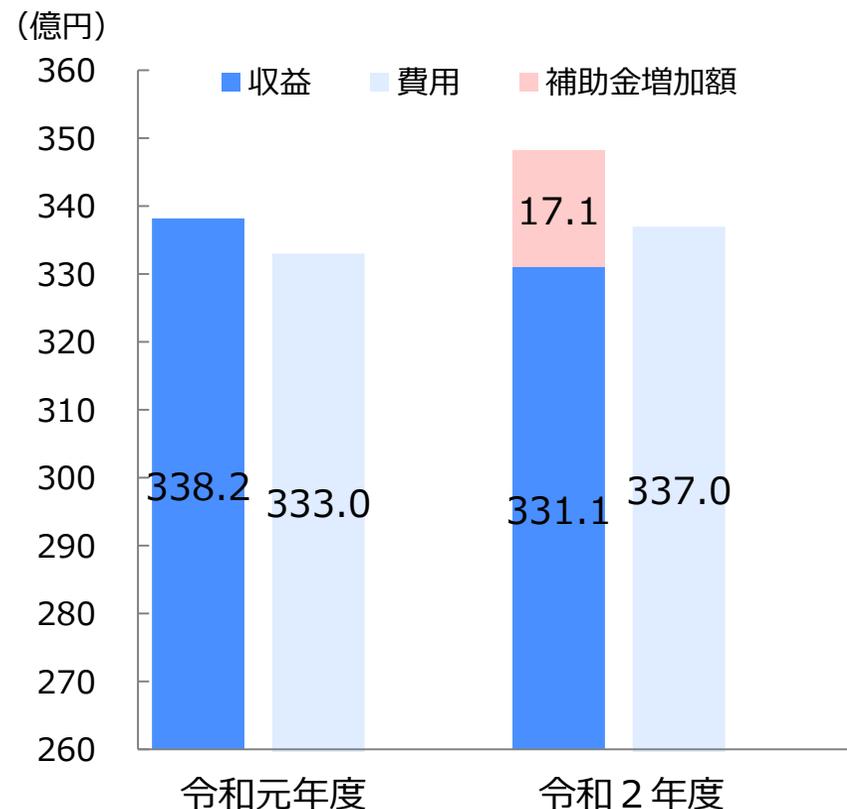
国が開設する公的医療機関等の収支データ分析③（国立大学病院）

41の国立大学法人が公表している財務諸表における病院セグメントの収支データをまとめたもの。

- 国立大学病院の補助金の合計は令和元年度から2年度にかけて699億円の増加（その太宗は新型コロナに關係する補助金と考えられる）。
- 国立大学病院の利益率(※1)は令和元年度1.5%から令和2年度3.2%に上昇。収支改善率（利益率の変化）+1.7%。

◆ 1 国立大学法人当たりの収支状況（41法人の平均値）

	令和元年度	令和2年度	増減
①業務収益 ※2	338.2億円	331.1億円	▲7.1億円 (▲2.1%)
②業務費用	333.0億円	337.0億円	+4.0億円 (+1.2%)
③補助金の増加額 除く収支 (①-②)	5.2億円	▲5.8億円	▲11.1億円
④補助金の 増加額	—	17.1億円	+17.1億円 (皆増)
⑤収支 (③+④)	5.2億円	11.2億円	+6.0億円 (+114.6%)
⑥利益率 ※1 (収支/収益) (⑤/ (①+④))	1.5%	3.2%	+1.7%



※1 利益率は、業務収益と補助金の増加額の合計額で収支を除いたもの。

※2 業務収益は、補助金を含むが令和元年度から令和2年度にかけての補助金の増加額は控除している。

新型コロナに係る病床確保料



- 一次・二次補正、予備費によりこれまで、
- ① コロナ患者が入院している病床については診療報酬の特例的な引き上げ、
 - ② 確保病床や休止病床については**病床確保料の引き上げ**により、医療機関に対する支援を実施。

〔一次補正以降〕

病床の種別	補助基準額
ICU病床	97,000円
重症者病床	41,000円
その他病床	16,000円

※ 重点医療機関・協力医療機関という区分なし

医療機関の定義

- ・重点医療機関: 新型コロナ患者専用の病院や病棟を設定する医療機関
- ・協力医療機関: 新型コロナ疑い患者専用の個室病床を設定する医療機関
- ・一般の医療機関: 重点医療機関・協力医療機関以外の医療機関

※ 重点医療機関及び協力医療機関は都道府県が指定。

〔二次補正以降〕

一般の医療機関

病床の種別	補助基準額
ICU病床	97,000円
重症者・中等症者病床	41,000円
その他病床	16,000円

重点医療機関

病床の種別	補助基準額
ICU病床	301,000円
HCU病床	211,000円
その他病床	52,000円

協力医療機関

病床の種別	補助基準額
ICU病床	301,000円
HCU病床	211,000円
その他病床	52,000円

〔2020年9月15日予備費以降〕

一般の医療機関

病床の種別	補助基準額
ICU病床	97,000円
重症者・中等症者病床	41,000円
その他病床	16,000円

重点医療機関

(特定機能病院等)

病床の種別	補助基準額
ICU病床	436,000円
HCU病床	211,000円
その他病床	74,000円

(一般病院)

病床の種別	補助基準額
ICU病床	301,000円
HCU病床	211,000円
その他病床	71,000円

協力医療機関

病床の種別	補助基準額
ICU病床	301,000円
HCU病床	211,000円
その他病床	52,000円

※ 重点医療機関及び協力医療機関の病床確保料について、療養病床である休止病床は1.6万円

更なる病床確保のための新型コロナ患者の入院受入医療機関への緊急支援（+加算措置の追加）

- 感染者の急増により、新型コロナ患者を受け入れる病床が一部の地域で逼迫し始めている中で、さらに必要となる**新型コロナ患者の受入病床と人員を確保**するため、今年度中の緊急的な措置として、**新型コロナ患者の受入病床を割り当てられた医療機関に対して、新型コロナ対応を行う医療従事者を支援して受入体制を強化するための補助**を行う。（国直接執行）

1. 対象医療機関

- 病床確保計画の最終フェーズとなった都道府県又は病床が逼迫し受入体制を強化する必要があると判断した都道府県が、国に申し出て、国が認めた場合、当該都道府県において新型コロナ患者・疑い患者の受入病床を割り当てられている医療機関
 - ・ 緊急事態宣言が発令された都道府県は国への申出が不要。
 - ・ 都道府県は、病床が逼迫する地域に限定して、国に申し出ることも可能。
 - ・ 医療機関は、申請時点で確保病床の病床使用率が25%以上であること※。医療機関は3/31まで、都道府県からの患者受入要請を正当な理由なく断らないこと。医療機関は2/28までに申請を行うこと。
 - ※ 令和2年12月25日以降新たに割り当てられた確保病床は除く。新たに割り当てられた確保病床は補助の対象。

2. 補助基準額

- 確保病床数※に応じた補助（①～③の合計額）

- ① 新型コロナ患者の重症者病床数×1,500万円
- ② 新型コロナ患者のその他病床数×450万円
- ③ 協力医療機関の疑い患者病床数×450万円

※ 令和2年12月25日から令和3年2月28日までの最大の確保病床数（12/24以前から継続している確保病床も対象）

〔令和3年1月7日付けの交付要綱改正〕

- 緊急事態宣言が発令された都道府県において、緊急的に新たに受入病床を確保する観点からの加算



$$\left[\begin{array}{l} \text{今般の予備費の適用以降新たに割り当} \\ \text{てられた確保病床数（新型コロナ患者の} \\ \text{重症者病床数及びその他病床数）} \end{array} \right] \times 450\text{万円の加算} \quad ※ 2$$

※1 令和2年12月25日から令和3年2月28日までに新たに割り当てられた確保病床
※2 緊急事態宣言が発令されていない都道府県も新規割当分について300万円の加算

3. 対象経費

- 令和2年12月25日から令和3年3月31日までにかかる以下の①及び②の経費

- ① 新型コロナ対応を行う医療従事者の人件費（新型コロナ対応手当、新規職員雇用にかかる人件費等、処遇改善・人員確保を図るもの）
 - ・ ①により、新型コロナ患者の入院受入医療機関が新型コロナ対応を行う医療従事者の処遇改善・確保に取り組む。従前から勤務する職員の基本給も、当該職員の処遇改善を行う場合は補助対象とする〔令和3年1月25日付けの交付要綱改正〕。
 - ・ 新型コロナ対応手当の額（一日ごとの手当、特別賞与、一時金等）、支給する職員の範囲（コロナ病棟に限られず、例えば外来部門、検査部門等であっても、新型コロナ対応を行う医療従事者（事務職員等も含む）は対象となり得る）は、治療への関与や院内感染・クラスター防止の取組への貢献の度合いなどを考慮しつつ、医療機関が決定。
- ② 院内等での感染拡大防止等に要する費用（消毒・清掃・リネン交換等委託、感染性廃棄物処理、個人防護具購入等）
 - ・ ②により、消毒・清掃・リネン交換等の委託料に活用することが可能。看護師等の負担軽減の観点から、医療機関は、これらの業務を民間事業者へ委託できる。
 - ・ ②の経費は、補助基準額の1/3を上限。例えば、補助基準額が7500万円の場合、②の経費への補助金の使用は2500万円が上限となり、補助基準額の補助を受ければ、①の医療従事者の人件費への補助金の使用は5000万円以上となる。

4. 所要額 2,693億円（令和2年度予備費）

5. スケジュール 12/25(金) 予備費使用の閣議決定、交付要綱の発出、都道府県からの申出受付開始、補助金の申請受付開始

今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する 保健・医療提供体制の整備について

事務連絡

令和3年10月1日

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

第2章 「保健・医療提供体制確保計画」の策定

II 計画記載事項

(6) 入院等の体制

①病床の確保

- 今夏の感染拡大時において、確保病床であっても入院受け入れが行われるまで時間を要するケースが見られたことを踏まえ、確実にコロナ患者の受け入れが可能な病床の確保を進めるための方策として、都道府県と医療機関との間で、フェーズ切替えが行われてから確保病床を即応化するまでの期間や、患者を受け入れることができない正当事由について明確化し、これらの内容を改めて書面で締結すること。
- その際、**例えば東京都においては、運用実態について調査も行われているところであるが、これも参考に、各都道府県において、「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関について（令和3年8月6日付け厚生労働省医政局総務課、健康局結核感染症課事務連絡）」を踏まえ、感染が大きく拡大し、病床が逼迫した際における各医療機関の運用実態を適切に把握するとともに、適切な入院患者の受け入れができていなかった場合には、補助金の対象である即応病床数を厳格に適正化すること。**
- 入院受入医療機関等においては、正当な理由がなく入院受入要請を断ることができないこととされていることを踏まえ、**医療機関において万が一適切に患者を受け入れていなかった場合には、病床確保料の返還や申請中の補助金の執行停止を含めた対応を行うこと**とし、その状況については、**適切に国に報告を行うこと**。